

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（抜粋）

平成 22 年 3 月 26 日
21 水 港 第 2597 号
水 産 庁 長 官 通 知
〔 最 終 改 正 〕
〔 令 和 8 年 4 月 7 日 〕
〔 7 水 漁 第 1812 号 〕

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第 5 第 1 項の事業実施計画は別記参考様式第 1 号により、交付等要綱第 5 第 2 項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 第 3 項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3-1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3-2 号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

2-1-(3) 水産金融総合対策事業のうち漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業

(1) 趣旨

この事業は、漁業経営維持安定資金について、国が事業主体である農林水産大臣指定法人（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第741号農林水産事務次官依命通知）第3の5で定める農林水産大臣が指定する法人をいう。以下同じ。）に対して利子補給に要する経費について補助するものである。

(2) 事業の内容等

ア 借受資格者

漁業経営維持安定資金を借り入れることができる者は、次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件に該当する中小漁業者であって再建計画につき農林水産大臣の認定を受けた者とする。ただし、過去1年以内に漁業関係法令の違反に係る刑に処せられた者又は行政処分（漁業法第28条の規定による処分を除く。）を受けた者を除く。

（ア）漁家経営にあっては、イに掲げる債務を有し、漁業経営維持安定資金の融通によってその整理を行うことが必要と認められる者

（イ）企業経営にあっては、次の要件のいずれかに該当する者（ただし、主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者又は水産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者（以下「東日本大震災被害漁業者」という。）にあっては、現事業年度において、水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であって、その再建を図るためにその債務を整理することが必要と認められる者）

a 直近の事業年度を含め原則として3か年（漁業経営の急激な悪化に伴い、直近の事業年度の漁業収支が損失であり、かつ、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であって、その再建を図るためにその債務を緊急に整理することが特に必要と認められるもの）にあっては2か年）の漁業収支が通算して損失となっている者

b 直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日）に仮決算したときはその日）現在において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.1以上である者

なお、（ア）の漁家経営は、原則として使用する漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小型定置網漁業を主として営む個人をいい、（イ）の企業経営はそれ以外の者をいう。

イ 整理対象債務

（ア）漁業経営維持安定資金により整理することができる債務（以下「整理対象債務」という。）は次に掲げるものとする。

a 返済期到来後未返済となっている債務

b 返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化しているとみなされる債務

c その他の債務で、次に掲げるもの

（a）賃金、退職金の未払債務

（b）金融機関以外の者からの借入金

（c）漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの

（d）都道府県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金

（e）その他水産庁長官が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務

（イ）東日本大震災被害漁業者にあっては、（ア）の規定にかかわらず、次に掲げる債務を整理対象債務とすることができる。

a 返済期未到来の借入金

b 事業未払金

（ウ）個々の債務ごとに、（ア）及び（イ）に掲げる債務に該当するかどうかを判定することに代えて、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額の範囲内の額に相当する債務を整理対象債務とすることができるものとする。

ただし、（ア）のcの（c）に掲げる連帯債務又は保証債務については、この限りでないもの

- とし、個別に判定するものとする。
- (エ) 国の制度資金（政府関係金融機関の融資金、国の利子補給又は利子補給補助に係る融資金及び国からのガイドラインに即して各都道府県が利子補給又は利子補給補助を行う融資金をいう。）については、（ア）の a 又は（イ）に該当する場合を除き、整理対象債務の対象としない。
- (オ) 整理対象債務は、原則として漁業に関する債務とするが、冷凍冷蔵、水産物加工等の漁業関連事業の債務及び漁家の生活に係る債務については、これらの債務を併せて整理しなければ、対象漁業者の漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるときは、整理対象債務とすることができるものとする。
- (カ) （ア）、（イ）及び（エ）の規定にかかわらず、中小漁業経営支援協議会について（平成19年3月30日付け18水管第4222号水産庁長官通知）第3の2の（1）及び中小漁業経営支援協議会について（平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知）第3の2の（1）に規定する中小漁業支援協議会の指導を受けて策定した再建計画に基づくものであって、当該漁業者が再建計画認定後も継続的に当該中小漁業支援協議会の経営指導を受ける場合に限り、次の算式により算出される額を上限として（ア）に掲げる債務（東日本大震災被害漁業者にあつては、（ア）及び（イ）に掲げる債務）以外の債務を漁業経営維持安定資金により整理することができる。

$$A \times (x + y - x' - y') \div (x' + y' + 1)$$

A…当該漁業者の有する整理対象債務の額

x…償還期限の年数(据置期間を含み、整理対象債務のみを借り換えた場合に策定可能な再建計画の最短償還期限年数をいう。)

y…据置期間の年数

x'…変更後の償還期限の年数

y'…変更後の据置期間の年数

ウ 貸付条件

(ア) 貸付限度額

- a 1 漁業者に対する漁業経営維持安定資金の貸付限度額は、次の表の区分の欄に掲げる使用する漁船の合計トン数に応じ、それぞれ貸付限度額の欄に定める額とする。

| 区分 | 貸付限度額 |
|-------------------|--------|
| 30トン未満のもの | 40百万円 |
| 30トン以上50トン未満のもの | 70百万円 |
| 50トン以上100トン未満のもの | 120百万円 |
| 100トン以上200トン未満のもの | 150百万円 |
| 200トン以上500トン未満のもの | 240百万円 |
| 500トン以上のもの | 400百万円 |

- b 東日本大震災被害漁業者にあつては、aの規定にかかわらず、1漁業者に対する漁業経営維持安定資金の貸付限度額は、次の表の区分の欄に掲げる使用する漁船の合計トン数に応じ、それぞれ貸付限度額の欄に定める額とする。

| 区分 | 貸付限度額 |
|-------------------|--------|
| 50トン未満のもの | 70百万円 |
| 50トン以上100トン未満のもの | 120百万円 |
| 100トン以上200トン未満のもの | 150百万円 |
| 200トン以上500トン未満のもの | 240百万円 |
| 500トン以上のもの | 400百万円 |

- c 漁業経営の再建を図るためには、a又はbの限度額を超えた額の漁業経営維持安定資金の融通が特に必要であつて、その者の漁業経営の状況からみてその償還が可能であると見込まれる場合は、水産庁長官が特に認めたときは、その認めた額を貸付限度額とするものとする。

(イ) 償還期限及び据置期間

漁業経営維持安定資金の償還期限及び据置期間は、漁特法施行令第12条に定めるとおりである

が、償還期限は原則として10年以内（当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るためには10年を超える償還期限が特に必要と認められる場合にあっては15年以内）とする。また、据置期間は償還期限に含まれるものとし、償還方法は、原則として元本均等償還とする。

ただし、東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条に基づく東日本大震災被害漁業者に対する貸付けについては、令和9年3月31日までの間、償還期限及び据置期間をそれぞれ13年以内（当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るためには13年を超える償還期限が特に必要と認められる場合にあっては18年以内）及び6年以内とする。

（ウ）貸付利率については水産庁長官が別に定めるものとする。

エ 再建計画の認定等について

（ア）農林水産大臣が再建計画の認定を行う中小漁業者

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第5条第1項の政令で定める業種に係る漁業を「主として営む」中小漁業者とは、原則として、当該中小漁業者の直近の事業年度（直近の事業年度をとることが適切でない者にあっては前2年間の事業年度）の漁業の総収入金額における漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和51年農林省令第24号。以下「漁特法施行規則」という。）第2条各号に掲げる業種（遠洋底びき網漁業及びかつお・まぐろ漁業（漁船総トン数120トン以上の動力漁船によるものに限る。））に係る漁業収入金額（当該業種を兼業する者にあっては、その合計収入金額）の占める割合が50%以上である者とする。

（イ）再建計画の様式

再建計画は、アに規定する漁家経営にあっては別記様式第1号、漁家経営以外の企業経営にあっては別記様式第2号、東日本大震災被害漁業者にあっては別記様式例第6号及び第7号を参考に作成するものとする。

（ウ）農林水産大臣指定法人の意見書の添付

漁特法施行規則第3条の規定により、再建計画の認定の申請は、農林水産大臣指定法人を經由し、当該法人の意見書を添付した上で農林水産大臣に提出することとなるが、農林水産大臣指定法人の構成員となっていない中小漁業者については、意見書を添付せず、再建計画の申請を直接提出することとして差し支えないものとする。

（3）助成の実施

ア 農林水産大臣は、本事業に要する経費を、予算の範囲内において、農林水産大臣指定法人に交付することとし、当該法人が融資機関に対して行った利子補給の額と漁特法施行令第11条の規定により算出された額（貸付金に係る融資平均残高（延滞額を除く。）ごとの総額に利子補給率を乗じて得た額）のいずれか低い額以内の額を交付することとする。

イ 利子補給率については、水産庁長官が別に定めるものとする。

（4）報告

農林水産大臣指定法人は、毎年度6月末、12月末及び3月末の漁業経営維持安定資金の貸付額について、別記様式第3号により翌月15日までに水産庁長官に報告するものとする。

（5）その他

ア 運用に当たっての留意事項

（ア）農林水産大臣指定法人は、再建計画の提出、漁業経営維持安定資金の借入手続については別紙1により、実情に即した円滑な事務手続が行われるよう配慮するものとする。

（イ）農林水産大臣指定法人は、利子補給を行う場合、あらかじめ利子補給規程を定め、当該利子補給規定に基づき融資機関と利子補給契約を締結するものとするが、利子補給規定及び利子補給契約書は別紙2及び3を参考に作成するものとする。

（ウ）借入申込書及び利子補給承認申請書は、別記様式第4号及び第5号を参考に作成するものとする。

（エ）農林水産大臣指定法人の利子補給に係る中小漁業者（特にかつお・まぐろ漁業（漁船総トン数120トン以上の動力漁船によるものに限る。）を主として営む中小漁業者）に対する漁業経営維持安定資金の貸付は、都道府県段階の漁協、信漁連が融資する場合があることから、農林水産大臣指定法人又はその下部組織である漁協等は、利子補給の承認等を行う際、必要に応じ関係都道府県と十分連絡を取るよう留意するものとする。

（オ）融資機関は、漁業経営維持安定資金の貸付け及び利子補給に係る帳票類を当該資金以外のものと区分して、事業終了後5年間保存しておくものとする。

イ その他

この通知に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

別紙

別紙1

借入等の事務手続

- 1 農林水産大臣指定法人が直接事務を行う場合
 - (1) 漁業者は再建計画書を經由機関である業種別の農林水産大臣指定法人（利子補給の事業主体である法人）に提出するが、その際当該法人と協議の上借入申込書を融資機関に提出する。また債務保証を必要とする場合には、漁業信用基金協会（以下2-1において「基金協会」という。）あての債務保証委託書1通（借入申込書の写を添付）を提出する。
 - (2) 融資機関は借入申込書の内容を審査し、必要がある場合には、農林水産大臣指定法人と協議の上、利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書（副）を添付して当該法人に提出する。また債務保証を必要とする場合は、債務保証委託書に意見を付した債務保証協議書1通を基金協会へ提出する。また農林中金が融資機関であって、独立行政法人農林漁業信用基金の融資保険に付す必要がある場合には融資保険契約申込書に必要書類を添え、独立行政法人農林漁業信用基金に提出する。
 - (3) 農林水産大臣指定法人は、再建計画書と金融機関から提出のあった利子補給承認申請書の内容を審査し、必要がある場合には、融資機関その他の関係機関と協議の上、再建計画書を当該法人の長の意見書を添付して農林水産大臣に提出する。

農林水産大臣は再建計画書の認定をしたときは、農林水産大臣指定法人を通じ漁業者に通知するが、その際当該法人は融資機関に対し利子補給の承認を通知する。
 - (4) 融資機関は、これらの決定に基づき貸付決定を行い借入申込者に通知するとともに、貸付実行をするときは、遅滞なく農林水産大臣指定法人に報告する。
- 2 農林水産大臣指定法人の傘下団体（漁業協同組合）が事務窓口となる場合
 - (1) 漁業者は、漁業協同組合に再建計画書を提出し、その際漁業協同組合と協議して借入申込書を融資機関に提出する。

また、債務保証を必要とする場合には、基金協会あての債務保証委託書1通（借入申込書の写を添付する）を融資機関に提出する。
 - (2) 漁業協同組合は再建計画書を農林水産大臣指定法人に送付するとともに、当該漁業協同組合が融資機関となる場合には、当該法人の指示を受け、利子補給承認申請書を当該法人に提出する。また債務保証を必要とする場合には、債務保証委託書に意見を付した債務保証協議書1通を添付して基金協会に送付する。
 - (3) 融資機関（（2）の漁業協同組合を除く。）は、1の（2）に準じた手続きをとる。
 - (4) 農林水産大臣指定法人は1の（3）に準じた手続きをとる。
 - (5) 融資機関の貸付決定は1の（4）に準じる。

〇〇（農林水産大臣指定法人名）漁業経営維持安定資金利子補給規程（例）

（利子補給）

第1条 〇〇（農林水産大臣指定法人名）は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）を貸し付ける法第8条第1項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規定に定めるところにより、当該漁業経営維持安定資金に係る利子補給を交付する。

（利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の補給率）

第2条 第1条の利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の利子補給率は、年 %とする。（ただし、農林水産大臣指定法人が利子補給の上乗せを行う場合は、上乗せ後の補給率とする。）

（利子補給契約書）

第3条 第1条の利子補給についての契約は、理事長が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書により行うものとする。

（利子補給金の額）

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業経営維持安定資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た額とする。）に、それぞれ当該利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

（利子補給の支払）

第5条 農林水産大臣指定法人は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、理事長が適当であると認めるときは、当該請求書の提出を受けた日から30日以内にこれを支払うものとする。

（利子補給の打ち切り等）

第6条 農林水産大臣指定法人は、次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、融資機関に対する利子補給の全部又は一部について打ち切ることができるものとする。

- （1）漁特法施行令第5条第3項の規定に基づき、農林水産大臣が当該利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取消しを行ったとき
 - （2）農林水産大臣指定法人の利子補給に係る漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき
- 2 農林水産大臣指定法人は融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給の全部若しくは一部について打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の徴収等）

第7条 融資機関は、理事長が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る漁業経営維持安定資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、年 月 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に利子補給について農林水産大臣指定法人理事長の承認の行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

利子補給契約書（例）

〇〇（農林水産大臣指定法人名）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る漁業経営維持安定資金につき、〇〇（農林水産大臣指定法人名）漁業経営維持安定資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付に関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙の貸付の償還期限等の変更（ただし、利子補給金の減少に係るものを除く。）に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することによって行うものとする。

第4条 乙は、貸付けを行ったとき、又は貸付の償還期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告するものとする。

第5条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第6条 乙は、甲に対し1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間ごとに利子補給規定第4条の規定により算出した金額を利子補給金請求書により利子補給金を請求するものとする。

第7条 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日から30日以内にこれを現金で支払うものとする。

第8条 乙は、その行った融資について経理を明らかにするものとする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況報告書を、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間につき、第6条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し提出するものとする。

第10条 乙は、恒に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならないものとする。

第11条 甲は、次に該当すると認める場合には、乙に対する利子補給の全部又は一部について打ち切ることができる。

（1）漁特法施行令第5条第3項の規定に基づき、農林水産大臣がその利子補給に係る漁業経営再建計画の認定を取り消したとき

（2）甲の利子補給に係る漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき

2 甲は、乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金の全部若しくは一部について打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずる（請求する）ことができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る漁業経営維持安定資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により行うものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において、各1通を保有するものとする。

年 月 日

農林水産大臣指定法人理事長 氏 名
〇〇〇〇〇〇〇 氏 名

第4 交付等要綱第31の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合とする。

第5 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、本通知の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本通知の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本通知に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則（平成22年3月26日21水港第2597号）

1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- (1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
- (2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
- (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
- (4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
- (5) 国際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
- (6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
- (7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
- (8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
- (9) 漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
- (10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
- (11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
- (12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
- (13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
- (14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
- (15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
- (16) 漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
- (17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
- (18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
- (19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
- (20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）
- (21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）
- (22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）
- (23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）
- (24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）
- (25) さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）
- (26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）
- (27) 魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）
- (28) 水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）
- (29) 漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）
- (30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について（昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知）

- (31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について(平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知)
- 2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。
- 3 令和7年2月19日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害の影響により、被災地域において被害を受けた定置網の導入支援を行う被災定置網導入対策については、(1)から(15)までに定めるところにより行うものとする。

(1) 事業目的

令和7年2月19日に発生し、激甚災害指定された岩手県大船渡市の林野火災は、操業期間外であり陸上に揚げていた定置網が避難指示により保全管理できないまま漁業者の一切の過失なく焼損したほか、「未曾有の困難」に位置付けられた東日本大震災の被災地域であり、東日本大震災からの復旧復興途上にある漁業者に対し、特別な支援が必要であるため、本事業により被害を受けた定置網の導入を支援するものである。

(2) 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した中から選定された団体とする。

(3) 事業の内容

本事業は以下のaからcまでを行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領(以下「業務要領」という。)を定めるものとする。

a 成長産業化審査会

都道府県単位において、都道府県の行政機関、水産研究機関、漁連等業界団体、金融機関、その他で構成し、地域経済、資源、経営等の専門性を持ち合わせた審査組織とする。当該審査会は、各漁村地域で策定した地域水産業成長産業化計画(以下「地域計画」という。)について、資源管理の推進と被災地域における水産業の復旧に向けた取組内容の妥当性、実現性、漁船等の価格の妥当性並びにリース計画等及び都道府県の水産振興計画との整合性を審査し、優良な地域計画を承認する。

b 地域委員会

漁村地域において、地域の重要な資源を漁獲している漁業者、漁協、流通・加工、販売業者、リース事業者及び市町村の行政機関、その他で構成し、資源管理の取組を推進しつつ被災地域における水産業の復旧を図り持続可能な漁業の実現に向け、地域の重要な魚種の具体的な資源管理の推進、意欲と能力のある経営体への協業化、漁場利用の活性化、漁獲物の付加価値化・販路拡大、浜を持続するための年齢構成への転換等を内容とする地域計画を策定する。

c 定置網リース方式による導入

「成長産業化審査会」において承認された地域計画に基づき、その計画に参加する漁業者の必要となる定置網をリース事業者が取得するのに要する経費を助成する。

(4) 助成対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

| 区分 | 助成対象経費 | 補助率 | 備考 |
|--------------|---|-----------------------------|----|
| 成長産業化審査会経費 | 人件費、賃金、消耗品費、旅費、謝金、その他 | 定額 | |
| 地域委員会経費 | 人件費、賃金、消耗品費、旅費、その他 | 定額 | |
| 定置網リース導入支援経費 | 定置網取得・設置費 1 以下に掲げるものに要する取得・設置に係る経費 ア 漁網 定置網 2 その他の経費 定置網の設置費 リース導入費 金利・保証料 | 3/4 以内 定額 | |

定置網リース導入支援経費における助成下限額は、150万円とする。

(5) リース事業者

成長産業化審査会において承認された地域計画に参画する漁業者が必要とする定置網を取得し、リースにより定置網の貸付を行う者とし、次のいずれかに該当する者とする。漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、中小企業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）又は公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等のうち成長産業化審査会が適当と認める者。

(6) 貸付対象者

貸付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

a 定置網の借受者（以下「借受者」という。）

成長産業化審査会において承認された地域計画に参画する漁業者（高齢の漁業者にあつては後継者が確保されている者。）。ただし、当該漁業者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関（WTO）に通報された場合又は地域漁業管理機関（RFMOs）が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載された場合を除く。

b 借受団体

(a) 公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等

(b) 一般社団法人水産業構造改革サポート

(7) 貸付対象定置網

導入する定置網は次に掲げるもので、成長産業化審査会に承認された地域計画に基づくものとする。

a 定置網（資源管理の目標の達成に必要不可欠なもの）

(a) 定置網（耐用年数を超えて使用するものであって、原則として被災した定置網と同等又はそれ以下の機能を有するものとする。）

(8) 再貸付け

リース事業者は、借受者に対し、借受団体を介して、貸付対象定置網を再貸付することができるものとする。

(9) 事業の実施

a 成長産業化審査会

(a) 成長産業化審査会は、地域委員会から地域計画の承認申請があつた場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、地域委員会に対して当該地域計画について承認する旨の通知を行うものとする。

ア 当該地域計画が地域の適切な資源管理となるものであり具体的な資源管理の目標を定めていること。

イ 当該地域計画に基づく取組に必要な定置網の価格が現下の状況に鑑み、適正であること。

(b) 本事業において成長産業化審査会を設置する者は、助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体へ必要経費について業務要領に基づく交付申請を行うものとする。

(c) 事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、事業の実施に当たり成長産業化審査会が遵守すべき条件を付することができるものとする。

b 地域委員会

(a) 地域委員会は、地域計画を各都道府県の成長産業化審査会へ提出し承認を受けるものとする。

(b) 本事業において地域委員会を設置する者は、助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体へ必要経費について業務要領に基づく交付申請を行うものとする。

(c) 事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、実施に当たり地域委員会が遵守すべき条件を付することができるものとする。

(d) 地域計画について a (a) のア及びイに係る内容の変更を行う場合は、上記 (a) に準じて行うものとする。

c リース事業者

(a) 本事業を実施しようとするリース事業者は、地域委員会に参画するものとする。

(b) 承認を受けた地域計画に参画するリース事業者は、助成金の交付を受けようとする場合には、業務要領に基づき事業実施主体に交付申請を行うものとする。

(c) 事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、実施に当たりリース事業者が遵守すべき条件を付することができるものとする。

(10) 助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で実施に必要な経費について、次に定めるところにより支払うものとする。

- a 交付決定通知を受けた成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に業務要領に基づく概算払請求書を提出するものとする。
- b 事業実施主体は、aの申請があった場合には、助成金の支払を行うことができるものとする。
- c 成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者は、事業終了後、事業実施主体に業務要領に基づく精算払請求書を提出するものとする。
- d 事業実施主体は、cの申請があった場合には、助成金の額を確定し、通知するものとする。
- e 事業実施主体は、成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者に支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- f eの返納期限又は返還期限は、事業実施主体が成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

(11) 貸付契約

リース事業者は定置網の取得に係る助成金の交付決定後、借受者に貸付対象定置網をリースする場合は、借受者（(8)の場合にあっては、借受者及び借受団体）との間で以下の事項を定めた契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。

a 貸付期間

貸付対象定置網の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以上とし、定置網取得に係る融資の償還期間を参考として、リース事業者と借受者が協議して定める期間とする。

b 貸付期間終了後の貸付対象定置網の取扱い

貸付期間終了時の貸付対象定置網の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

c 途中解約の禁止

借受者は、原則として、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

d 貸付対象定置網の維持管理等

(a) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象定置網を維持管理し、使用しなければならない。

(b) 貸付対象定置網は維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

(c) 借受者は、貸付対象定置網をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。

e 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等、消費税等の合計額を基本として構成するものとし、リース事業者は、可能な限り、低廉な貸付料の設定を行うよう努めるものとする。

(a) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象定置網の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。）から本事業による貸付対象定置網の取得に要する経費の助成額を控除して得た額を貸付期間で除した額とする。なお、bに規定する貸付期間終了時の貸付対象定置網の取扱い（譲渡金額等の条件）を考慮して、基本貸付料を調整することができる。

(b) 附加貸付料等

附加貸付料等はリース事業者の事務手数料等必要と認められる費用とし、貸付契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。

(c) 消費税等

消費税及び地方消費税とする。

(12) 資源管理の取組状況の報告及び評価

- a リース事業者は、借受者の資源管理の取組状況を地域委員会に毎年報告するものとする。
- b 地域委員会は、地域計画へ参画している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、成長産業化審査会へ報告するものとする。
- c 成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、資源管理の取組状況の評価を行うものとする。成長産業化審査会は、評価結果を事業実施主体に報告するものとする。

(13) 助成金の返還

(11) の a に定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であつて、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（a 又は b にあつては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、事業実施主体は、リース事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- a リース事業者又は借受者が貸付契約を解約したとき。
- b 借受者が経営を中止したとき。
- c 貸付対象定置網が消失したとき。
- d リース事業者の申請書等に虚偽の記載があることが明らかとなったとき。
- e 貸付契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
- f その他事業を継続することが不相当と判断されるとき。

(14) 事業の委託

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(15) その他

事業実施主体は、必要に応じて、水産庁、成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者並びにその他関係者に対し協議を行うものとする。

また、本事業においては、災害発生日以降に着手した（3）に掲げる事業を対象にすることができる。この場合にあつては、リース事業者は交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で、行うものとする。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日 22 水港第 2463 号）

平成 22 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日 23 水港第 2882 号）

平成 23 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 24 年 8 月 1 日 24 水港第 1709 号）

この改正は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 30 日 24 水港第 2426 号）

この改正は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日 24 水港第 2886 号）

この改正は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日 25 水港第 190 号）

- 1 この改正は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 平成 24 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成 24 年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日口漁業協力資金及び日口漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
- 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成 24 年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を

実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとするとともに、平成 25 年 1 月初日から平成 25 年 3 月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。

5 次に掲げる運用通知（以下この項目において「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

（1）中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 水漁 2543 号水産庁長官通知）

（2）漁業経営基盤強化推進事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 2964 号水産庁長官通知）

（3）漁業資金融通円滑化事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 2975 号水産庁長官通知）

附 則（平成 25 年 6 月 7 日 25 水港第 758 号）

この改正は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 3 日 25 水港第 1966 号）

この改正は、平成 25 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 6 日 25 水港第 2655 号）

1 この改正は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日 25 水港第 3059 号）

1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

3 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成 15 年 1 月 30 日付け 14 水漁第 2319 号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日 26 水港第 3238 号）

1 この改正は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。

2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日 26 水港第 4030 号）

1 この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 28 年 1 月 20 日 27 水港第 2626 号）

1 この改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。

2 平成 27 年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日 27 水港第 3193 号）

1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 9 日 28 水港第 706 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日 28 水港第 806 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 10 日 28 水港第 1894 号）

この改正は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日 28 水港第 2194 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 28 水港第 3341 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 28 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日 29 水港第 2596 号）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 29 水港第 3258 号）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2340 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3221 号）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる運用通知等（以下「旧通知等」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知等の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によるものとする。
 - (1) 漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和 51 年 6 月 1 日付け 51 水漁第 2900 号水産庁長官通知）
 - (2) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2456 号水産庁長官通知）
 - (3) 資金供給に関する基本契約書（例）（平成 7 年 7 月 18 日付け 7 水漁第 2586 号水産庁長官通知）

附 則（平成 31 年 4 月 25 日付け 31 水港第 397 号）

この通知は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 1 日付け元水漁第 573 号）

この通知は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日付け元水港第 1223 号）

この通知は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 15 日付け元水港第 1302 号）

この通知は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1696 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水港第 1778 号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月30日付け2水港第179号）
この通知は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和2年6月9日付け2水港第884号）
この通知は、令和2年6月9日から施行する。

附 則（令和2年6月12日付け2水港第890号）
この通知は、令和2年6月12日から施行する。

- 附 則（令和2年12月24日付け2水港第2049号）
- 1 この通知は、令和3年1月1日から施行する。
 - 2 この通知の施行前に、人材確保支援事業について、事業実施主体から経営体に対して交付決定された場合については、この通知による改正後の水産業労働力確保緊急支援事業のうち（5）ア（イ）dの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（令和3年1月28日付け2水港第2109号）
- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
 - 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
 - 4 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち令和3年3月31日までの期間に引き受けた保証に係る水産業競争力強化金融支援事業については、なお従前の例による。

- 附 則（令和3年3月26日付け2水港第2280号）
- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
 - 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
 - 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年6月29日付け3水港第1116号）
この通知は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年12月20日付け3水港第2046号）
この改正は、令和3年12月20日から施行する。

附 則（令和4年3月29日付け3水港第2965号）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日付け4水港第347号）
この通知は、令和4年4月26日から施行する。

附 則（令和4年6月27日付け4水港第893号）
この通知は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年11月16日付け4水港第1869号）
この通知は、令和4年11月16日から施行する。

附 則（令和4年12月2日付け4水港第2030号）
この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則（令和5年1月17日付け4水港第2235号）
この通知は、令和5年1月17日から施行する。

附 則（令和5年3月28日付け4水港第2909号）
1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和4年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月12日付け5水港第1436号）
この通知は、令和5年9月12日から施行する。

附 則（令和5年11月29日付け5水港第1963号）
この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則（令和6年1月25日付け5水港第2403号）
この通知は、令和6年1月25日から施行する。

附 則（令和6年3月28日付け5水港第2989号）
1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和5年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月25日付け6水港第138号）
1 この通知は、令和6年4月25日から施行する。
2 漁業復興担い手確保支援事業に係る規定については、令和6年能登半島地震（令和6年1月1日）により発生した被害に対する令和6年4月1日以降の研修について適用する。

附 則（令和6年6月27日付け6水港第948号）
この通知は、令和6年6月27日から施行する。

附 則（令和6年12月17日付け6水港第1771号）
この通知は、令和6年12月17日から施行する。

附 則（令和7年3月31日付け6水漁第1442号）
1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和6年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月11日付け7水漁第72号）
1 この通知は、令和7年4月11日から施行する。
2 この通知による改正後の「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）附則第3項の規定は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

附 則（令和7年12月16日付け7水漁第1287号）

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月7日付け7水漁第1812号）

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和7年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施計画書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第5第1項の規定に基づき、提出する。

記

| 区分 | 補助事業に 要する経費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----------------|-------|-------|----|
| | | 国庫補助金 | 自己負担金 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | 円 | 円 | 円 | |

第1 事業の目的

第2 事業の内容

(注) 備考欄には、積算基礎を入れること。

別記参考様式第2号（第2第1項関係）

〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施変更計画書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第5第2項の規定に基づき、提出する。

記

第1 変更の目的

第2 変更の内容

（事業実施計画書に準じて作成し、変更前を上段括弧書きに変更後を下段に記載すること）

(2-1-(3) 水産金融総合対策事業のうち漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業)

別記様式第1号

漁業経営再建計画認定申請書 (漁家経営用)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
氏 名

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第5条第1項の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

記

表1 漁業経営の状況

| 漁業施設 | | 主な漁業種類 |
|-------|-----|--------|
| 漁 船 等 | 規 模 | |
| 丸 | トン | |

表2 資産及び負債の状況

(年 月 日現在)

| 資 産 計 (A) | 負 債 | うち債務整理必要額 |
|-------------|-------|-----------|
| うち現、預金 | 長期借入金 | |
| 漁 船 | ： | |
| 差引純財産 (A-B) | 計 (B) | |

表3 収入及び支出の状況

| 科 目 | 年 度 | 年 (実績) | 年 (実績) | 年 (実績) | 年 (計画) |
|-----------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | (/ ~ /) | (/ ~ /) | (/ ~ /) | (/ ~) |
| 漁 業 | 漁 業 収 入 | | | | |
| | 漁 業 支 出 (うち減価償却費 (C)) | | | | |
| | ： | | | | |
| | 差引利益 (D) | | | | |
| そ の 他 収 支 | 収 入 | | | | |
| | 支 出 (うち減価償却費 (E)) | | | | |
| | 差引利益 (F) | | | | |
| | 所得 (G=D+F) | | | | |
| | 家計費, 税金 (H) | | | | |
| | 経済余剰 (I=G-H) | | | | |

表4 漁業経営の改善措置等

| |
|-----|
| (1) |
| (2) |

(3)
:

第5 資金調達及び償還計画

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--------------------|--------------|------------|----|------|----|--------|---|---|---|---|---|---|
| 資計 金画 | 債務整理必要額 | | 漁業経営維持安定資金 | | その他 | | | | | | | | |
| 償 還 計 画 | 資金使途 | 借入先 (相手先) | 現在残高 | 利率 | 償還期間 | | 年度別償還金 | | | | | | |
| | | | | | 始期 | 終期 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| | 漁業経営 維持安定 資金 | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 (J) | | | | | | | | | | | | |
| 償 還 財 源 | 経済余剰 (I) | | | | | | | | | | | | |
| | 減価償却費 (C+E) | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 合 計 (K) | | | | | | | | | | | | |
| 差引過不足 (K-J) | | | | | | | | | | | | | |

添付資料

整理対象債務の明細 (年 月 日現在)

| 科 目 | 借入先 (相手方) | 債務の原因 | 当初借入日 (発生日) | 償還期限 (支払期限) | 利 率 | 当初借入額 (発生額) | 現在残高 | うち債務整理必要額 | |
|-----|--------------|-------|----------------|----------------|-----|----------------|------|-----------|----|
| | | | | | | | | 支払期日 | 金額 |
| | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | |

- (注) 1 本様式は使用漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業、小型定置漁業を主として営む中小漁業者のうち個人が用いる様式である。
- 2 金額の単位は千円とする。
- 3 表2 ①負債欄は、長期借入金、短期借入金、買掛金等勘定科目ごとに記入する。
②債務整理必要額の合計は、添付資料の債務整理必要額の合計と一致する。
- 4 表3 ①漁業支出については、減価償却費以外は必要に応じて燃油費等を記入する。
②実績は52年度以降直近の年度までを記入し、次期以降の計画は平年度ベースで記入してもよい。
- 5 表4 漁業収支等について問題点、改善措置、期待できる効果等についてできるだけ具体的に記入する。
- 6 表5 ①償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金についても記入する。
②償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
③償還財源を漁業収入から天引する者は、それに応じた様式にしてもよい。
- 7 添付資料①整理対象債務ごとに長期借入金、短期借入金、買掛金等勘定科目別に記入し、小計する。
② 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。
- 8 その他必要に応じて今後の設備計画 (処分、新規、投資) 等を添付する。

別記様式第2号 (注: 漁家経営以外の中小漁業者が用いる様式)

漁業経営再建計画認定申請書 (企業経営用)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第5条第1項の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

記

表1 漁業経営の状況

| | |
|-----------|---------------|
| 営業種目 | |
| 従業者数 (通常) | 漁業 名, その他事業 名 |

| 漁業施設 | | | 主漁業 | | 従漁業 | | 漁業収入 計 |
|------|-----|-----|------|------|------|------|-----------|
| 漁船等 | 規 模 | 船 齢 | 漁業種類 | 漁業収入 | 漁業種類 | 漁業収入 | |
| 丸 | トン | 年 | | 千円 | | 千円 | 千円 |
| 計 | | | | | | | |

| その他事業施設 | |
|---------|-------|
| 施 設 名 | 規 模 等 |
| | |

| | |
|------------------------|----|
| 1) 直近事業年度を含む3ヶ年の漁業収支通算 | 千円 |
| 2) 自己資本不足比率 | |

- (注) 1 (1)又は(2)のいずれかを記入する。
2 (1)は表3の差引純利益(H)の通算である。
3 (2)は添付資料の2の(1)の数値である。

表2 資産及び負債の状況 (年 月 日現在)

単位: 千円

| 資産の部 | | 負債の部 | | | うち債務整理必要額 |
|--------------|---|--|--|----------------------------|-----------|
| 流動 資 産 | 現・預金 受取手形 売掛金 有価証券 棚卸資産 その他 計 | 流動 負 債 | 支払手形 買掛金 短期借入金 未払金 前受金 その他 計 | | |
| | 固 定 資 産 | | 固定 負 債 | 長期借入金 長期未払金 その他 計 | |
| 引 当 金 | | 貸倒引当金 修繕引当金 退職給与引当金 その他 計 | | | |
| | | 有形固定資産 建物・構築物 機械及び装置 船 舶 漁網・船具 土 地 建設仮勘定 その他 無形固定資産 投資 計 | | 負債合計 | |

| | | | | | |
|------|--|---------|---------|-----------------------------|--|
| 繰延勘定 | | 資 | 資本金・元入金 | | |
| | | | 法定準備金 | | |
| | | 本 | 剰余金 | 任意積立金 前期繰越益 当期利益 計 | |
| | | | 資本計(A) | | |
| 資産合計 | | 負債・資金合計 | | | |

- (注) 1 借受資格者、整理対象債務のところでは算式を採用する者は添付資料の2の(1)を作成する。
2 債務整理必要額の合計は添付資料の1の債務整理必要額の合計と一致する。
3 科目については経営の実態に応じて変更してもよい。
4 個人の場合はこれに準ずる。

表3 収入及び支出の状況

単位：千円

| 科 目 | | 年 度 | | 年(実績) | 年(実績) | 年(実績) | 年(計画) |
|------------------------------|--------------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 年(実績) | 年(実績) | 年(実績) | 年(計画) | | |
| | | 年(実績) | 年(実績) | 年(実績) | 年(計画) | 年(実績) | 年(計画) |
| 経 営 常 損 益 | 売上高 | 漁ろう売上高(B) : 計 | | | | | |
| | 売上原価 | 漁ろう原価(C) (うち減価償却費)(D) : 計 | | | | | |
| | 損益 | 売上総利益 一般管理販売費 (うち減価償却費)(E) 営業利益 | | | | | |
| | 営業外損益 | 営業外収益 営業外費用 (うち支払利息) | | | | | |
| 税引前経常利益 | | | | | | | |
| 特別損益 | 特別利益 特別損失 | | | | | | |
| 税引前当期利益 法人税充当額 当期利益(F) | | | | | | | |
| 漁業部門 | 漁業収入(B) 漁業支出(G) 差引純利益(H) | | | | | | |

- (注) 1 実績は直近事業年度を含む3ヶ年を記入し、次期以降の計画は平年度ベースで記入してもよい。
 2 個人の場合はこれに準ずる。

表4 欠損金補てん計画及び自己資本造成計画

単位：千円

| 科目 | 年度 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
|---------------|----|------|------|------|------|------|------|------|
| | | (実績) | (計画) | (計画) | (計画) | (計画) | (計画) | (計画) |
| 前期繰越損益(I) | | | | | | | | |
| 当期利益(F) | | | | | | | | |
| 配当, 賞与等 | | | | | | | | |
| 差引内部留保(J) | | | | | | | | |
| 次期繰越損益(I + J) | | | | | | | | |
| 自己資本(A) | | | | | | | | |

(注) 個人の場合はこれに準ずる。

表5 漁業経営の改善措置等

| |
|-----|
| (1) |
| (2) |
| (3) |
| : |

(注) 財源、漁業収支、事業体制について問題点、改善措置、期待できる効果等についてできるだけ具体的に記入する。

表6 資金調達及び償還計画

単位：千円

| 資金計画 | 債務整理必要額 | 漁業経営維持安定資金 | その他 |
|------|---------|------------|-----|
| | | | |

単位：千円

| 償還計画 | 資金使途 | 借入先 (相手方) | 現在 残高 | 利率 | 償還期間 | | 年度別償還金 | | | | | | |
|------|--------------------|--------------|----------|----|------|----|--------|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | 始期 | 終期 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | |
| | 漁業経営 維持安定 資金 | | | | | | | | | | | | |
| | 合計(K) | | | | | | | | | | | | |
| 償還財源 | 当期利益(F) | | | | | | | | | | | | |
| | 減価償却費(D+E) | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 合計(L) | | | | | | | | | | | | |
| | 差引過不足(L-K) | | | | | | | | | | | | |
| | 累計過不足 | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金、その他固定負債についても記入する。
 2 償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
 3 差引不足の場合は、資金の調達方法を記入する。

添付資料

1 整理対象債務の明細 (年 月 日現在)

単位：千円

| 科 目 | 借入先 (相手方) | 資金使途 | 当初借入日 (発生日) | 償還期限 (支払期限) | 利 率 | 当初借入額 (発生額) | 現在残 高 | うち債務整理必要額 | |
|-----|--------------|------|----------------|----------------|-----|----------------|----------|-------------|----|
| | | | | | | | | 支払期日 | 金額 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 合計 | |
| | | | | | | | | 自己資本 不足額 | |

- (注) 1 整理対象債務ごとに支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、長期借入金等勘定科目別に記入し、小計する。
 2 整理対象債務のところで算式を採用する者は、自己資本不足額（添付資料2の(1)の数値）を記入する。
 3 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。

2 その他必要に応じて添付する資料

(1) 算式に関する資産及び負債の状況 (年 月 日現在)

単位：千円

| 資産の部 | | 漁業 | 漁業関連 事業 | その他事業 | 計 | 負債の部 | | 漁業 | 漁業関連 事業 | その他事業 | 計 |
|------------------|--------|----|------------|-------|---|----------------------|------------------------------------|----|------------|-------|---|
| 固 定 資 産 | 有形固定資産 | | | | | 固 定 負 債 | 固定資産見合 長期借入金 | | | | |
| | 建物、構築物 | | | | | | 計 (N) | | | | |
| | 機械及び装置 | | | | | 長性 期引 負当 債金 | 特別修繕引当金 退職給与引当金 その他 計 (O) | | | | |
| | 船舶 | | | | | 資本 (A) | | | | | |
| | 漁網、船具 | | | | | | | | | | |
| | 土地 | | | | | | | | | | |
| | 建設仮勘定 | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | |
| | 無形固定資産 | | | | | | | | | | |
| | 外部出資 | | | | | | | | | | |
| | 計 (M) | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|------------|-----------------------------|---|-----------------------------|---|----|
| 自己資本不足比率 = | $\frac{M - (N + O + A)}{M}$ | = | $\frac{- (+ +)}{- (+ +)}$ | = | |
| 自己資本不足額 = | $M - (N + O + A)$ | = | $- (+ +)$ | = | 千円 |

- (注) 1 資産、負債について漁業以外の事業を行っている者は全欄に記入する。
 2 資産、負債について固定負債欄は固定資産の取得又は拡充のためになした長期借入金で返済期限の到来していないものを記入する。
 3 減価償却不足額の計上等による修正を行ったときは、修正後の数値を記入し、その明細を添付する。
 4 資産、負債について個人の場合はこれに準ずる。
 5 自己資本不足比率は漁業以外の事業を行っている者も漁業欄の数値で計算する。
 6 自己資本不足額は漁業以外の事業を行っている者も漁業欄の数値で計算する。ただし、漁業関連事業の債務整理もあわせて行う必要のある者は漁業欄の数値と漁業関連事業欄の数値で計算する。

(2) 漁船収支明細

(3) 今後の設備計画 (処分、新規投資)

- (4) 決算修正明細
- (5) 決算書 (特定日現在のものも含む)
- (6) その他

別記様式第3号

漁業経営維持安定資金貸付報告

年 月

| 種 別 | 漁業経営維持安定資金貸付額 | | | | | | | |
|-----|---------------|-----|-------|-----|---------|-----|------------|--------------|
| | 前期末現在 A | | 本期中増減 | | | | 本期末現在 | |
| | 件 数 | 残 高 | 貸 付 B | | 償 還 等 C | | 件 数 A+B | 残 高 A+B-C |
| | | | 件 数 | 貸付額 | 件 数 | 償還額 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

- (注) 1 種別は、かつお・まぐろ漁業 (漁船総トン数120トン以上の動力漁船によるものに限る。)、遠洋底びき網漁業を主として営む者の2つに区分する。
- 2 漁業経営維持安定資金貸付欄の本期中増減は貸付実行の件数、金額、償還が行われた件数、償還額を記載する。
- 3 金額は千円単位とし、千円未満の端数は四捨五入する。

別記様式第4号

| | |
|-----------|--|
| 受付年月日 | |
| 利子補給承認申請日 | |

漁業経営維持安定資金借入申込書

年 月 日

(融資機関) 御中

住 所
氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)

下記のとおり漁業経営維持安定資金を借りたいので申し込みます。

記

金 額 ￥
 使 途 債務整理
 据 置 期 限 年 月 日
 最 終 償 還 期 限 年 月 日
 償 還 方 法 元本均等償還
 保 証
 担 保
 借入希望時期 年 月 日
 法令違反の状況 有 ・ 無
 そ の 他

(注) 法令違反の状況は、過去1年以内に漁業関係法令違反に係る刑に処せられたこと又は行政処分を受けたことの有無について記入する。

添付資料

- 1 再建計画認定申請書の写し又はこれに準ずるもの
- 2 定款
- 3 事業報告書
- 4 試算表

別記様式第5号

第 号
年 月 日

漁業経営維持安定資金利子補給承認申請書

農林水産指定法人理事長 殿

住所
申請者
代表者

下記の漁業経営維持安定資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。

| 貸付けの 相手方 | 貸付 予定額 円 | 資金 使途 債務 整理 | 貸付 予定時期 年月日 | 貸付 利率 % | 利子 補給率 % | 据置 期限 | 償還 期限 | 債務保証 委託 | | 備考 |
|-------------|----------------|----------------------|-------------------|---------------|----------------|----------|----------|------------|---|----|
| | | | | | | | | 有 | 無 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

- (注) 1 債務保証委託は、〇〇県(都道府)漁業信用基金協会又は業種別漁業信用基金協会に対するもの。
2 漁業経営維持安定資金借入申込書の写を添付すること。

別記様式例第6号(注:東日本大震災被害漁業者が用いる様式)

漁業経営再建計画認定申請書(漁家経営用)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第5条第1項の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

記

表1 漁業経営の状況

| 漁業施設 | | 主な漁業種類 |
|------|----|--------|
| 漁船等 | 規模 | |
| 丸 | トン | |

表2 資産及び負債の状況

(年 月 日現在)

| 資産計 (A) | | 負債 | うち債務整理必要額 |
|--------------|--|------------|-----------|
| うち現、預金 漁船 | | 長期借入金 : | |
| 差引純財産 (A-B) | | 計 (B) | |

- (注) 1 負債欄は、長期借入金、短期借入金、買掛金等勘定科目ごとに記入する。
2 債務整理必要額の合計は、添付資料の債務整理必要額の合計と一致する。

表3 収入及び支出の状況

| 科目 | | 年度 | 年 (実績) (/ ~ /) | 年 (計画) (/ ~ /) |
|--------------|----------------------|----|---------------------|---------------------|
| 漁業 | 漁業収入 | | | |
| | 漁業支出 (うち減価償却費(C)) | | | |
| | 差引利益 (D) | | | |
| その他 収支 | 収入 | | | |
| | 支出 (うち減価償却費(E)) | | | |
| | 差引利益 (F) | | | |
| 所得 (G=D+F) | | | | |
| 家計費, 税金 (H) | | | | |
| 経済余剰 (I=G-H) | | | | |

- (注) 1 漁業支出については、減価償却費以外は必要に応じて燃油費等を記入する。
2 実績は直近事業年度のみ記入すること。

表4 漁業経営の改善措置等

| |
|-----|
| (1) |
| (2) |
| (3) |

(注) 債務者の被災状況並びに経営の改善措置及びその効果を記載すること。

表5 資金調達及び償還計画

| 資計 金画 | 債務整理必要額 | | 漁業経営維持安定資金 | | その他 | | | | | | | | |
|------------------|--------------------|--------------|------------|----|------|----|--------|---|---|---|---|---|---|
| | 資金用途 | 借入先 (相手先) | 現在残高 | 利率 | 償還期間 | | 年度別償還金 | | | | | | |
| 償 還 計 画 | | | | | 始期 | 終期 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| | 漁業経営 維持安定 資金 | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 (J) | | | | | | | | | | | | |
| 償 還 財 源 | 経済余剰 (I) | | | | | | | | | | | | |
| | 減価償却費 (C+E) | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 (K) | | | | | | | | | | | | |
| 差引過不足 (K-J) | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金及び長期未払金についても記入する。
 2 償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
 3 償還財源を漁業収入から天引する者は、それに応じた様式にしてもよい。

添付資料

整理対象債務の明細 (年 月 日現在)

| 科 目 | 借入先 (相手方) | 債務の原因 | 当初借入日 (発生日) | 償還期限 (支払期限) | 利 率 | 当初借入額 (発金額) | 現在残高 | うち債務整理必要額 | |
|-----|--------------|-------|----------------|----------------|-----|----------------|------|-----------|----|
| | | | | | | | | 支払期日 | 金額 |
| | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | |

- (注) 1 整理対象債務について、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、長期借入金等勘定科目別に記入する。
 2 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。ただし、債権者がこの申請書を審査する場合は、省略して差し支えない。

別記様式例第7号 (注: 漁家経営以外の東日本大震災被害漁業者が用いる様式)

漁業経営再建計画認定申請書 (企業経営用)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年法律第43号) 第5条第1項の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

記

表1 漁業経営の状況

| | |
|-----------|---------------|
| 営業種目 | |
| 従業者数 (通常) | 漁業 名, その他事業 名 |

| 漁業施設 | | | 主漁業 | | 従漁業 | | 漁業収入 計 |
|------|----|----|------|------|------|------|-----------|
| 漁船等 | 規模 | 船齢 | 漁業種類 | 漁業収入 | 漁業種類 | 漁業収入 | |
| 丸 | トン | 年 | | 千円 | | 千円 | 千円 |
| 計 | | | | | | | |

表2 資産及び負債の状況 (年 月 日現在)

単位: 千円

| 資産の部 | | 負債の部 | | うち債務整理必要額 |
|------|--------|------|---------|-----------|
| 流動資産 | 現・預金 | | 流動負債 | |
| | 受取手形 | | 支払手形 | |
| 固定資産 | 売掛金 | | 流動負債 | |
| | 有価証券 | | 買掛金 | |
| 繰延勘定 | 棚卸資産 | | 引当金 | |
| | その他 | | 短期借入金 | |
| 繰延勘定 | 計 | | 負債 | |
| | | | 未払金 | |
| 繰延勘定 | 有形固定資産 | | 負債 | |
| | 建物・構築物 | | 前受金 | |
| 繰延勘定 | 機械及び装置 | | 負債 | |
| | 船 船 | | その他 | |
| 繰延勘定 | 漁網・船具 | | 負債 | |
| | 土地 | | 計 | |
| 繰延勘定 | 建設仮勘定 | | 負債 | |
| | その他 | | 貸倒引当金 | |
| 繰延勘定 | 無形固定資産 | | 引当金 | |
| | 投資 | | 修繕引当金 | |
| 繰延勘定 | 計 | | 引当金 | |
| | | | 退職給与引当金 | |
| 繰延勘定 | | | 負債合計 | |
| | | | 計 | |
| 繰延勘定 | | | 資本計(A) | |
| | | | 資本金・元入金 | |
| 繰延勘定 | | | 資本 | |
| | | | 法定準備金 | |
| 繰延勘定 | | | 資本 | |
| | | | 利益準備金 | |
| 繰延勘定 | | | 資本 | |
| | | | 計 | |
| 繰延勘定 | | | 資本 | |
| | | | 任意積立金 | |
| 繰延勘定 | | | 資本 | |
| | | | 前期繰越益 | |
| 繰延勘定 | | | 資本 | |
| | | | 当期利益 | |
| 繰延勘定 | | | 資本計(A) | |
| | | | 計 | |
| 資産合計 | | | 負債・資本合計 | |

(注) 1 科目については経営の実態に応じて変更してよい。
 2 債務整理必要額の合計は添付資料の債務整理必要額の合計と一致する。

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 計 画 | 漁業経営維持安定資金 | | | | | | | | | | | | |
| | 合計(K) | | | | | | | | | | | | |
| 償 還 財 源 | 当期利益(F) | | | | | | | | | | | | |
| | 減価償却費(D+E) その他 合計(L) | | | | | | | | | | | | |
| | 差引過不足(L-K) | | | | | | | | | | | | |
| | 累計過不足 | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金その他固定負債についても記入する。
2 償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
3 差引不足の場合は、資金の調達方法を記入する。

添付資料

整理対象債務の明細 (年 月 日現在)

単位：千円

| 科 目 | 借 入 先 (相手方) | 資金使途 | 当初借入日 (発生日) | 償還期限 (支払期限) | 利 率 | 当初借入額 (発金額) | 現在残高 | うち債務整理必要額 | |
|-----|----------------|------|----------------|----------------|-----|----------------|------|-----------|-----|
| | | | | | | | | 支払期日 | 金 額 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 合計 | |

- (注) 1 整理対象債務について、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、長期借入金等勘定科目別に記入する。
2 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。ただし、債権者がこの申請書を審査する場合は、省略して差し支えない。